



## 妊娠・出産された場合の手続きについて



- ① 妊娠が分かったときは、出産予定日の8週間前までに母子手帳の写し（保護者氏名と予定日のわかるページ）を提出してください。

産前産後8週間は、短時間または標準時間の認定が可能ですので、認定の変更（標準時間→短時間、短時間→標準時間）を希望する場合は、支給認定申請書を提出してください。

- ② 出産・産後休業の後、育児休業法に基づく育児休業を取得する場合は、出産後8週間以内に育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。

育児休業中は、短時間での認定のみとなりますので、育児休業取得前に標準時間での認定となっている場合は、必ず支給認定申請書も提出してください。

提出は、在園している保育施設または子育て支援課までお願いします。

なお、認定の変更に伴う保育料変更の適用開始日は、提出日の翌月1日からとなります。

※出産された場合の継続入所については、下記のとおり取り扱いとなります。（保育所入所案内より抜粋）

年度途中で出産された場合、入所児童は、原則、産休終了月で退所となります。

ただし、児童が入所中に新たに子が出生し、産前・産後休業の後、育児休業法に基づく育児休業を取得される場合、出産した子が満2歳の誕生日を迎えた後の4月16日までの職場復帰であれば、継続入所を可能とします。

お問い合わせ先：長岡京市役所子育て支援課保育係（☎955-9518） R2.4



## 妊娠・出産された場合の手続きについて



- ① 妊娠が分かったときは、出産予定日の8週間前までに母子手帳の写し（保護者氏名と予定日のわかるページ）を提出してください。

産前産後8週間は、短時間または標準時間の認定が可能ですので、認定の変更（標準時間→短時間、短時間→標準時間）を希望する場合は、支給認定申請書を提出してください。

- ② 出産・産後休業の後、育児休業法に基づく育児休業を取得する場合は、出産後8週間以内に育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。

育児休業中は、短時間での認定のみとなりますので、育児休業取得前に標準時間での認定となっている場合は、必ず支給認定申請書も提出してください。

提出は、在園している保育施設または子育て支援課までお願いします。

なお、認定の変更に伴う保育料変更の適用開始日は、提出日の翌月1日からとなります。

※出産された場合の継続入所については、下記のとおり取り扱いとなります。（保育所入所案内より抜粋）

年度途中で出産された場合、入所児童は、原則、産休終了月で退所となります。

ただし、児童が入所中に新たに子が出生し、産前・産後休業の後、育児休業法に基づく育児休業を取得される場合、出産した子が満2歳の誕生日を迎えた後の4月16日までの職場復帰であれば、継続入所を可能とします。

お問い合わせ先：長岡京市役所子育て支援課保育係（☎955-9518） R2.4